

事業指第 1121 号
平成 21 年 6 月 1 日

居宅サービス等事業者 様

大阪府福祉部地域福祉推進室長
(公 印 省 略)

居宅サービス等における適切な報酬算定について(依頼)

今般、介護報酬の改定に伴い、報酬算定に関する疑義が多数寄せられておりますが、下記の点に留意して、各事業者におかれては適切な報酬算定をお願いします。

記

1 情報の収集について

- ・ 報酬改定に係る告示・通知・事務連絡等については、「介護保険事業者支援センター」のホームページに随時掲載しているところであり、当面の間、当該ホームページで情報の収集に努められたい。

2 取扱いが明確化されていない事項に係る報酬算定の方法について

- ・ 詳細な取扱いが示されていないために、報酬算定の可否について困惑するような事項については、適切なアセスメントと今回の報酬改定の趣旨や要件等に照らして、合理的かつ、妥当性があると事業所自らが判断した場合には算定しても差し支えない。
- ・ また、利用者の状況に応じた個別事案については、保険者の判断が優先されるので、保険者が不適切な報酬算定と判断する場合には当該保険者の指導に従うものとする。
- ・ なお、報酬算定にあたって解釈を曲解するなどの行為は、不当・不正な行為として行政処分を含めた厳しい対応を行うので、ご留意ねがいたい。

3 大阪府の指導方針について

- ・ 報酬改定に伴う報酬請求指導の方針については、6月中をめどに検討を行い、7月以降の現地検査等から適用するが、当面の大阪府における指導方針については、「平成21年度介護保険指定事業者集団指導」において、別紙のとおり周知したところであるので改めてご留意ねがいたい。
- ・ なお、当該取扱いは、あくまでも大阪府が指導監督を行うにあたっての指導方針であり、保険者と取扱いが異なる場合には保険者の判断を優先することとなるので、保険者の指導に従われたい。

大阪府 福祉部 地域福祉推進室	
事業者指導課	法人指導課
介護保険事業者指導グループ	指導・監査グループ
TEL 06 - 6944 - 7099	TEL 06 - 6944 - 6689

【別紙】

平成21年度報酬改定(居宅サービス等)に伴う報酬算定の誤りに関する大阪府の指導方針について

- 1 平成21年3月31日までに正式に発出された省令、告示、厚生労働省通知、事務連絡(Q&A)(以下「省令等」という。)に記載されている算定要件を満たしていない場合については、速やかに平成21年4月1日に遡って自主点検のうえ過誤申立を行うこと。
- 2 平成21年4月1日以降に正式に発出された省令等で算定要件に変更があり、算定要件を満たさなくなった場合は、当該省令等の発出日の属する月の翌月以降の報酬算定について、自主点検のうえ過誤申立を行うこと。
- 3 上記1及び2の場合において、介護給付費算定に係る体制等に関する届出をしている場合であって、算定要件を満たさなくなった事由が当面(概ね6ヶ月以内)に改善される見込みがないと指定居宅サービス事業者等が判断する場合には、変更届(加算の取下げ)を速やかに行うこと。なお、算定要件を満たさなくなった場合においては、報酬告示の解釈通知及びQ&Aに基づき算定しないこと。
- 4 平成21年3月25日までに介護給付費算定に係る体制等に関する届出を行った場合で、加算要件を満たすにもかかわらず、加算の届出を行っていない指定居宅サービス事業所等については、従来どおり、届出日が15日までの場合には届出日の翌月から加算の算定が可能であること。(介護給付費算定に係る体制等に関する届出は遡って届けることはできない。)
- 5 介護給付費算定に係る体制等に関する届出が不要な加算であって、加算要件を満たすにもかかわらず指定居宅サービス事業者等の解釈誤りにより加算の算定を行っていない場合については、利用者及びその家族等の同意を得るとともに、居宅介護支援事業所と連携を図り居宅サービス計画に位置付けた上で、平成21年4月1日に遡って算定することができる。
- 6 上記5の場合の居宅サービス計画の変更にあたっては、当該加算に係るサービス提供の内容の必要性があらかじめ居宅サービス計画に位置付けられており、かつ、加算要件に該当しているサービス提供を実施されていた場合に限り、軽微な変更としてサービス担当者会議の開催等を省略することができる。(例えば、通所介護の個別機能訓練加算について、居宅サービス計画に個別機能訓練の必要性が位置付けられていないにもかかわらず、個別機能訓練加算を算定することはできないが、個別機能訓練の必要性が居宅サービス計画に位置付けられており、解釈誤りにより個別機能訓練加算を算定していたが、個別機能訓練加算の算定要件を満たしていた場合は、居宅サービス計画の軽微な変更となる。)

【補足】

上記6の場合にあっては、居宅サービス計画及び各サービス計画を遡って作成する必要はなく、利用者等の同意が得られた時点で計画の変更・交付を行うことで差し支えない。